

改正

平成17年12月19日条例第280号
平成18年3月22日条例第8号
平成18年12月20日条例第46号
平成19年3月19日条例第10号
平成19年12月21日条例第46号
平成20年3月17日条例第9号
平成20年12月22日条例第57号
平成21年3月16日条例第12号
平成21年3月16日条例第15号
平成22年3月25日条例第7号
平成24年12月25日条例第49号
平成25年3月18日条例第6号
平成25年12月24日条例第31号

佐野市医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦、こども、重度心身障がい者及びひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(2) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

(3) 一部負担金等 次に掲げる額をいう。

ア 65歳以上75歳未満の重度心身障がい者（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障がいの状態でないため、栃木県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けられない者を除く。）にあっては、保険給付に係る額の1割に相当する額（付加給付、高額療養費の支給、法令等の規定により国又は地方公共団体が負担する給付等（以下「付加給付等」という。）があるときは、その者が医療保険各法の規定により負担すべき額から当該付加給付

等の額を控除して得た額又は当該1割に相当する額のいずれか低い額)

イ ア以外の者にあつては、医療保険各法の規定により負担すべき額(付加給付等があるときは、その額を控除して得た額)

(4) 医療機関等 病院、診療所、薬局等のうち、医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う者をいう。

(5) 妊産婦 母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条第1項の規定による妊娠の届出が受理された日の属する月の初日(妊娠の届出が受理された日の属する月の初日以前についても、明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため受療した場合は、その受療日)から出産(流産及び死産を含む。)した日の属する月の翌月の末日までの間にある女子をいう。

(6) こども 出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(7) 重度心身障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級の障がいの程度と同程度の障がいを有する者

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医(以下「児童相談所等」という。)により知能指数が35以下の知的障がい児者と判定された者

ウ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級又は4級の障がいの程度と同程度の障がいを有する者で児童相談所等により知能指数が50以下の知的障がい児者と判定されたもの

(8) ひとり親家庭の親と子 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 次のいずれかに該当する者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)を現に扶養しているもの及びその対象児童

(ア) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別し、又は離婚した者で現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの

(イ) 配偶者が別表に定める程度の精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者

(ウ) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない者

(エ) 婚姻によらないで父又は母となった者で現に婚姻をしていないもの

(オ) 配偶者の生死が明らかでない者

(カ) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

(キ) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を受けた者

イ 父母のない対象児童を現に扶養しているア(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者及びその父母のない対象児童

ウ 父母のない対象児童であつてア(ア)から(キ)までに掲げる者以外の者に扶養されているもの(医療費の種類)

第3条 この条例により助成する医療費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 妊産婦医療費
 - (2) こども医療費
 - (3) 重度心身障がい者医療費
 - (4) ひとり親家庭医療費
- (助成対象者)

第4条 妊産婦医療費の助成対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長が交付する妊産婦医療費受給資格者証を有するものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有する妊産婦（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる妊産婦及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。以下同じ。）に属する妊産婦を除く。）
- (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となる妊産婦

2 こども医療費の助成対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象のこども」という。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護するものをいう。）のうち、市長が交付するこども医療費受給資格者証を有するものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有するこども（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となるこども及び生活保護法による保護を受けている世帯に属するこどもを除く。）
- (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となるこども

3 重度心身障がい者医療費の助成対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障がい者のうち、市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く。）、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者で市長が交付する重度心身障がい者医療費受給資格者証を有するものとする。

4 ひとり親家庭医療費の助成対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるひとり親家庭の親と子のうち、市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く。）、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者で市長が交付するひとり親家庭医療費受給資格者証を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 対象児童を現に扶養している者（以下「扶養者」という。）の所得が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条又は第9条の2の規定による支給制限に該当するとき。
- (2) 扶養義務者（扶養者の民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者でその

扶養者と生計を同じくするものをいう。)又は扶養者の配偶者の所得が児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による支給制限に該当するとき。

(受給資格者証の交付申請)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、受給資格者証の交付を市長に申請しなければならない。

(医療費の助成)

第6条 市長は、妊産婦医療費又は重度心身障がい者医療費の助成対象者が保険給付を受けた場合には、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を当該助成対象者に助成する。

2 市長は、こども医療費の対象のこどもが保険給付を受けた場合には、医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額(当該医療機関等がこども医療費の助成対象者から一部負担金等の支払を受けていない場合に限る。)を当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、やむを得ない理由により、こども医療費の助成対象者が一部負担金等を医療機関等に支払った場合には、当該一部負担金等の額に相当する額を当該こども医療費の助成対象者に助成することができる。

3 市長は、ひとり親家庭医療費の助成対象者が保険給付を受けた場合には、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を当該助成対象者に助成する。

(1) ひとり親家庭医療費の助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額

(2) 前号の一部負担金等に係る医療機関等(薬局を除く。)の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額(500円を超えるときは、500円)の合計額

4 市長は、特に必要があると認めるときは、妊産婦医療費又は重度心身障がい者医療費にあつては保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、ひとり親家庭医療費にあつては前項の規定による助成の額に相当する額を医療機関等に支払うことができる。ただし、妊産婦医療費又は重度心身障がい者医療費にあつては医療機関等が当該助成対象者から一部負担金等の支払を受けている場合、ひとり親家庭医療費にあつては医療機関等(薬局を除く。)が当該助成対象者から一部負担金等の支払を受け(医療機関等(薬局を除く。)の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額が500円を超え、かつ、当該一部負担金等のうち、当該医療機関等(薬局を除く。)が500円の支払を受けている場合を除く。)、又は薬局が当該助成対象者から一部負担金等の支払を受けている場合は、この限りでない。

(助成の申請)

第7条 前条第1項、第2項ただし書及び第3項の規定による助成は、それぞれ助成対象者の申請に基づき行うものとする。ただし、当該助成対象者が死亡したときは、その世帯主又は市長が認める者が申請することができる。

2 前項の申請は、第4条各項に規定する助成対象者(こども医療費にあつては、対象のこども)が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により第6条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐野市医療費助成に関する条例（昭和51年佐野市条例第10号）、田沼町妊産婦医療費助成に関する条例（昭和48年田沼町条例第6号）、田沼町乳幼児医療費助成に関する条例（昭和47年田沼町条例第2号）、田沼町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年田沼町条例第19号）、田沼町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年田沼町条例第5号）、葛生町妊産婦医療費助成に関する条例（昭和48年葛生町条例第2号）、葛生町乳幼児医療費助成に関する条例（昭和47年葛生町条例第9号）、葛生町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和51年葛生町条例第17号）又は葛生町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年葛生町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月19日条例第280号）

改正

平成18年3月22日条例第8号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、特定疾患者医療費及びひとり親家庭医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月20日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐野市医療費助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後に受けた保険給付に係る助成について適用する。

附 則（平成19年3月19日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日条例第46号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに受けた保険給付に係る特定疾患者医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月17日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(佐野市医療費助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに受けた保険給付に係る重度心身障害者医療費及びひとり親家庭医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年12月22日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市医療費助成に関する条例第2条第3号及び第4条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係る重度心身障害者医療費について適用し、同日前に受けた保険給付に係る重度心身障害者医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月16日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市医療費助成に関する条例第2条第6号の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係るこども医療費の助成について適用し、同日前までに受ける保険給付に係るこども医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月16日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第2号及び第6号の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係るこども医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係るこども医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月25日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐野市医療費助成に関する条例の規定は、平成24年12月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月18日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係るこども医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係るこども医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月24日条例第31号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下の者
- 2 両耳の聴力のレベルが100デシベル以上の者
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをもつ者
- 4 両上肢のすべての指を欠く者
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつ者
- 6 両下肢の機能に著しい障がいをもつ者
- 7 両下肢を足関節以上で欠く者
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつ者
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをもつ者
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつ者
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつ者であつて、当該障がいの原因となつた傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して、1年6月を経過している者

（備考）視力の測定は万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。